



平成 18 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 **MORESCO**
(登 記 社 名 : 株 式 会 社 松 村 石 油 研 究 所)
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 野 正 徳
(J A S D A Q コ ー ト 5 0 1 8)
問 合 せ 先 広 報 室 長 長 尾 光 俊
電 話 番 号 0 7 8 - 3 0 3 - 9 0 5 8

発行価格並びに売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 18 年 12 月 1 日開催の取締役会において決議いたしました公募による新株式発行並びに当社株式の売出しに
関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格	1株につき 金	2,997 円
(2) 発行価格の総額		1,048,950,000 円
(3) 払込金額	1株につき 金	2,827.05 円
(4) 払込金額の総額		989,467,500 円
(5) 増加する資本金及 び資本準備金の額	増加する資本金の額 1株につき 金 増加する資本準備金の額 1株につき 金	1,414 円 1,413.05 円
(6) 申込期間		平成 18 年 12 月 13 日(水)～平成 18 年 12 月 15 日(金)
(7) 払込期日		平成 18 年 12 月 20 日(水)

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で一般募集を行います。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）(下記<ご参考> 2. を参照のこと。)

(1) 売出株式数		50,000 株
(2) 売出価格	1株につき 金	2,997 円
(3) 売出価格の総額		149,850,000 円
(4) 申込期間		平成 18 年 12 月 13 日(水)～平成 18 年 12 月 15 日(金)
(5) 受渡期日		平成 18 年 12 月 21 日(木)

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 2. を参照のこと。)

(1) 払込金額	1株につき 金	2,827.05 円
(2) 払込金額の総額（上限）		141,352,500 円
(3) 増加する資本金及 び資本準備金の額	増加する資本金の額（上限） 1株につき 金 増加する資本準備金の額（上限） 1株につき 金	1,414 円 1,413.05 円
(4) 申込期日		平成 19 年 1 月 15 日(月)
(5) 払込期日		平成 19 年 1 月 16 日(火)

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 18 年 12 月 12 日	3,090 円
(2) ディスカウント率	3.01 %	

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した結果、当該募集の主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から 50,000 株を借入れる当社普通株式の売出しであります。

これに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成 18 年 12 月 1 日（金）開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする当社普通株式 50,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 19 年 1 月 16 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、平成 18 年 12 月 16 日（土）から平成 19 年 1 月 12 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（50,000 株）を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引が全く行われず、又は上限株数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（50,000 株）から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 調達資金の用途

公募増資による手取金概算額 976 百万円につきましては、全額を設備投資資金に充当する予定であります。また、第三者割当増資による手取概算額上限 139 百万円につきましては、全額を運転資金に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。